

# 一般社団法人 日本フライングディスク協会 定款細則

## 第1章 公認種目

### 第1条 世界フライングディスク連盟公認公式11種目

日本フライングディスク協会（以下、「本協会」という。）は、世界フライングディスク連盟（以下、「WFDF」という。）の加盟団体として以下の11種目を公式種目としてその普及・発展に努めるものとする。種目内容の詳細はWFDF制定競技規則に則る。

1. 個人種目Ⅰ（フィールドイベント：Field Events）
  - ① ディスタンス（Distance）
  - ② アキュラシー（Accuracy）
    - ・セルフ・コート・フライト（Self Caught Flight：S.C.F.）  
（セルフ・コート・フライトは以下2種目の複合種目の総称である。）
  - ③ マキシマム・タイム・アロフト（Maximum Time Aloft：M.T.A.）
  - ④ スローラン・アンド・キャッチ（Throw Run and Catch：T.R.C.）
2. 個人種目Ⅱ
  - ⑤ ディスカソン（Discathon）
  - ⑥ ダブル・ディスク・コート（Double Disc Court：DDC）
  - ⑦ フリースタイル（Freestyle）
  - ⑧ ディスクゴルフ（Disc Golf）
3. 団体種目
  - ⑨ アルティメット（Ultimate）
  - ⑩ ビーチアルティメット（Beach Ultimate）
  - ⑪ ガッツ（Guts）

### 第2条 日本フライングディスク協会（独自）公認種目

本協会はフライングディスク全般の普及・発展に寄与することを目的として、ソフトディスクを使用する種目を独自に公認する。

## 第2章 会員

### 第3条 会員の入会方法

本協会に入会するにはそれぞれ以下の方法で事務局に申請する。

1. 個人単位での入会は所定の入会フォームに必要事項を記入し、会員区分に応じた会費を添えて事務局に提出すること。
2. 団体単位での入会は代表者が所定の団体入会申込書と名簿に必要事項を記入し、会員区分に応じた会費の総額を添えて事務局に提出すること。
3. 都道府県協会を通じての入会があった場合はその都道府県協会事務局が必要書類と会員区分に応じた会費の総額を添えて事務局に提出すること。
4. 入会手続きにかかる費用（通信費等）は会員が負担する。

5. 会費は以下の通りとする。

A 会員：5,000 円（年会費。ただし、当該年会費を支払うべき事業年度の4月1日現在18歳未満の者は半額とする。）、1,000 円（入会金）

B 会員：3,000 円（年会費）、1,000 円（入会金）

賛助会員：10,000 円以上（入会金はなし）

#### 第4条 会員資格の更新方法

会員がその会員資格を更新するときは、会員区分に応じた会費を事務局に納入すること。事務局によって通知された期限を過ぎても更新の通知が無い場合は会員資格を一時停止する。ただし、別途事務手数料を支払うことで、一時停止された会員資格を更新することができる。また、更新の手続きにかかる費用（通信費等）は会員が負担する。

#### 第5条 登録内容の変更の通知

会員はその登録内容に変更があった場合は、1ヶ月以内に事務局にその旨を通知しなければならない。

#### 第6条 都道府県協会所属本協会会員の更新の通知

都道府県協会所属本協会会員が本協会の会員資格を更新する場合は原則として、事務局に直接手続きをするものとする。

また、都道府県協会事務局はその所属本協会会員より更新の申請があった場合、すみやかに事務局に通知しなければならない。

### 第3章 登録団体

#### 第7条 登録団体の種別

本協会が主催する競技会に参加する団体は、団体登録をしなければならない。

#### 第8条 チームとして登録ができる団体の種別は次の通りとする。

##### 1. 大学

学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第1条に規定する大学(短期大学を含む。以下同じ。)に在籍する学生により組織され、その大学が定めるキャンパス毎で常時競技に関する活動を行う団体。ただし、当該大学に在籍しない学生であっても、本会に事由を申し述べて申請した場合、その団体の構成員として認める場合がある。また、学校教育法第124条に規定する専修学校についても、大学に準じた取扱いをすることができる。

##### 2. ユースクラブ

毎事業年度の4月1日現在18歳未満の者のみによって組織され、活動を行う団体

##### 3. クラブ

前1,2号の団体に所属しない者によって組織され、活動を行う団体。

#### 第9条 登録団体は次の各号の条件を満たさなければならない。

1. 登録しようとする団体の構成員の全員が本協会のA会員であること。
2. 本協会の目的に賛同し、その達成の推進に寄与できること。

第10条 団体の登録に係る有効期間は、新規登録又は登録の更新をした日の属する会計年度の3月31日までとする。ただし、次年度の更新手続きが開始している場合は、翌会計年度の3月31日までとする。

第11条 登録団体が登録を更新する場合、有効期間が満了する1か月前までに別に定める更新手続きを行うものとする。

第12条 登録内容に変更があった場合、登録団体は速やかにその内容を本協会に通知することとする。

第13条 登録団体がその登録を取り消す場合、速やかにその旨を本協会に通知することとする。

第14条 登録団体の新規入会費及び更新費は次のとおりとする。

1. 入会費（初年度の年会費を含む）
  - 大学チーム：5,000円
  - ユースクラブチーム：3,000円
  - クラブチーム：20,000円
2. 年会費
  - 大学チーム：20,000円
  - ユースクラブチーム：3,000円
  - クラブチーム：20,000円

## 第4章 競技者規程

第15条 競技者の責務

1. 競技者は、フェアプレイと非暴力の精神を守り、それにしたがって行動する。
2. 競技者は、本協会が日本アンチ・ドーピング機構との取り決めによって遂行するドーピングコントロールをいつでも受けることを同意する。
3. 競技者は、本協会が編成する日本代表チームの候補選手及び日本代表チームの選手に選ばれた場合は、正当な理由のない限りこれへの参加を拒否することができないものとする。参加を辞退しようとするときは、競技者は辞退を正当とする資料を付して本協会に参加辞退届を提出してその許可を得なければならない。
4. 代表チーム活動への参加は原則として無償とする。
5. 代表チームに関する参加競技者は、代表チームの公式活動中、本協会が指定するユニフォーム、用具等を使用しなければならない。
6. 本協会主催大会に参加する競技者の大会期間中における肖像権は、原則として本協会に帰属するものとする。

## 第 16 条 仲裁

本協会のフライングディスク競技またはその運営に関する決定に対して、競技者または登録団体が不服申し立てをした場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

## 第 5 章 競技規則

### 第 17 条 競技規則

競技規則はWFDF及び本協会の制定する競技規則を準用し、本協会の主催する競技会においては各競技主管元にて、必要に応じて競技会規則を制定する。

## 第 6 章 指導者

### 第 18 条 指導者

指導者の育成・認定・派遣については別に規程を定める。

## 第 7 章 用具の検定および公認

### 第 19 条 用具の検定および公認

WFDFが定める規程に準ずるとともに、日本国内における用具器具の品質の向上保持、安全性の確保及び改良進歩を図る。

## 第 8 章 加盟団体

### 第 20 条 下部組織および加盟団体

都道府県協会および市区町村協会については別に規程を定める。

## 第 9 章 補則

第 21 条 本細則に定めのない事項については理事会が決定する。

第 22 条 本細則の変更は理事会の承認を経て変更することができる。

## 附 則

- 1 本細則は平成 26 年 5 月 25 日より施行し、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 本細則は平成 27 年 3 月 21 日より施行する。
- 3 本細則は平成 30 年 3 月 24 日より施行する。